

第34次地方制度調査会の審議項目（案）について

＜諮問事項＞

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

＜審議項目（案）＞

1. 「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1－1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

- 2000年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

参考資料1、参考資料2：P2, 3

1－1－1 地方公共団体における事務処理の現状

- 社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

参考資料2：P4-7

1－1－2 各府省における取組

- 現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

参考資料 2 : P8, 9

1－2 取組の加速化

- 人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適当と考えるか。
- 適当と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

1－2－1 AI を含めたデジタル技術の活用の方角性

- 取組を進めていく上で、急速に進展する AI を含めたデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について、どう考えるか。

参考資料 2 : P10, 11

1－2－2 地方公共団体間の連携の方角性

- 地方公共団体間の連携については、一部事務組合や広域連合等を活用した市町村間の事務の共同処理に加え、経済成長と人口の「ダム機能」を目指した連携中枢都市圏構想、観光や産業振興、防災分野などを中心とした都道府県の区域を超えた単位での広域連合、広域リージョ

ン連携などの取組が進められてきたが、どのような性格の事務について、どのような連携を進めていくことが考えられるか。

参考資料 2 : P12-18

1－2－3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性

- 国・地方公共団体以外の主体の活用については、全国で統一的な事務処理が可能なものに地方共同法人を活用する例や、公権力の行使に当たらない事務に民間法人を活用する例などが見られるが、どのような性格の事務について、どのような主体を活用することが考えられるか。

参考資料 2 : P19-22

1－2－4 地方議会及び住民自治の在り方

- 上記の取組を進めていくことで、事務の執行の現場と住民との関わりが多様化し得るが、住民にとって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための、地方議会が担うべき役割やガバナンスの確保の在り方、住民自治の在り方について、どう考えるか。

1－3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み

- 各行政分野において、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装等の取組を進めていくためには、国・地方間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

1－3－1 既存の枠組みとの関係

- 例えば、地方公共団体の事務処理の在り方を分野横断的に検討する既存の枠組みとして、地方分権改革やデジタル行財政改革の推進体制があるが、取組を進めるに当たって、これらの枠組みとの関係をどのように考えるか。

参考資料 2 : P23, 24

1－4 各地域において取組を進めていくための枠組み

- 各地域において、国・地方間での1－3の取組を前提として、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

参考資料2：P25-29

2. 「大都市地域における行政体制」の在り方について

2－1 大都市地域が果たすべき役割

- 国全体で、将来にわたり、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための方策が課題となる中、大都市地域はどのような役割を果たしていくべきと考えられるか。

- 大都市地域が果たすべき役割に照らし、今後あるべき大都市制度をどのように考えるべきか。

2－2 いわゆる「特別市」の意義

- 考え得る大都市制度の一つとして提案がなされている「特別市」については、制度化した場合の国全体における意義や住民にとってのメリット・デメリットをどのように考えるか。

参考資料2：P31-34

2－3 「特別市」の制度化を検討する場合の論点

- 「特別市」の制度化を検討する場合、以下のような点をどう考えるか。

2－3－1 広域事務への影響等

- これまで都道府県が担っていた広域事務や連絡調整事務への影響として、どのようなものがあるか。また、これについての対応方策について、どう考えるか。

参考資料 2 : P35

- 広域事務については、いずれの地域でも影響が生じるものと、地域によって影響が異なるものがあるのではないか。
- 「特別市」が、当該区域以外において広域的な役割を果たすとの議論があるが、これを仕組みとして担保することは可能か。

2-3-2 財産・施設や議員・職員への影響等

- 広域事務以外に、都道府県が有する財産・施設や、都道府県議会議員・都道府県職員の取扱い等、「特別市」と「残存する都道府県」に分割することが及ぼす影響として、どのようなものがあるか。

参考資料 2 : P36

2-3-3 財政への影響等

- 「特別市」「残存する都道府県」「全国の地方公共団体」のそれぞれに関し、財政面でどのような影響が生じると考えられるか。現行制度上、財源調整機能が及ばない財源超過額の拡大が生じる等の課題がある場合、どのような対応方策が考えられるか。

参考資料 2 : P37

2-3-4 大都市制度以外への影響

- 長年にわたり定着してきた都道府県の区域を分割することにより、大都市制度以外にも、都道府県制度そのものの在り方や、現在の区域を前提に行われてきた国の事務や国民生活に及ぼす影響について、どう考えるか。

2-3-5 「特別市」の設置手続

- 「特別市」の設置手続に関し、以下のような点をどう考えるか。

参考資料 2 : P38, 39

2－3－5－1 指定都市と都道府県の間での協議

- 事務配分や財産処分、施設の取扱い等が課題となることを踏まえ、事前に、指定都市と都道府県との間で協議を行う必要性についてどう考えるか。

2－3－5－2 住民の意思確認

- 「特別市」の設置についての住民の意思確認の在り方として、どのような方式・どのような範囲で確認を行うことが適切と考えられるか。

2－4 住民自治等の確保

- 大都市地域における住民自治や住民代表機能の在り方をどう考えるか。その上で、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保について、どう考えるか。

3. 「その他の必要な地方制度」の在り方について

- 上記のほか、必要な地方制度の在り方として、どのようなことが考えられるか。